

障害児の発達支援の無償化の対象となるサービスについて（案）

資料2-12

無償化の対象となる就学前の障害児の発達支援の範囲については以下のとおり。

サービス内容	利用者数	施設事業所数
児童発達支援 <small>(児童福祉法第6条の2の2)</small> 未就学児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	98,206	5,973
医療型児童発達支援 <small>(児童福祉法第6条の2の2)</small> 児童発達支援に加え、治療を行う	2,161	96
居宅訪問型児童発達支援 <small>(児童福祉法第6条の2の2)</small> 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	14	8
保育所等訪問支援 <small>(児童福祉法第6条の2の2)</small> 保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	2,568	498
福祉型障害児入所施設 <small>(児童福祉法第42条)</small> 施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,526	186
医療型障害児入所施設 <small>(児童福祉法第42条)</small> 施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	1,997	187

- 児童福祉法第21条の5の4における特例障害児通所給付費に係る利用者負担についても対象とし、通所特定費用(児童福祉法第21条の5の3)、入所特定費用(児童福祉法第24条の2)及び医療にかかる利用者負担を含めない。また、放課後等デイサービスについては、就学後の児童を対象としたものであるため無償化の対象とはならない。
- 利用者数及び施設・事業所数は平成30年8月サービス提供分の国保連データ。
- 医療型障害児入所施設には、指定発達支援医療機関を含む。
- 就学前の障害児の発達支援の無償化に係る財源については、現行の障害児福祉サービスの制度と同様に、一般財源とする。無償化に必要な地方財源を確保するとともに、初年度に要する周知費用やシステム改修費について全額国費で負担する。